

駒澤大学仏教文学研究所規程

(名称・設置)

第一条 駒澤大学に駒澤大学仏教文学研究所(以下「研究所」という)を設置する。

(目的)

第二条 研究所は、建学の理念に基づき、仏教文学及び仏教と文学に関連する総合的研究を行い、もって文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) 研究会及び講演会の開催
- (二) 図書及び研究紀要の刊行
- (三) 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等との連携並びに学会等の開催
- (四) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第四条 研究所には次の職員を置く。

- (一) 所長一人
 - (二) 所員若干人
- 二 所員は、本学の専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (所長)
- 第五条 所長は、研究所を代表し、研究所の運営を統括する。
- 二 所長は、運営委員全の議を経て、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第六条 所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に

幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるために、若干人の顧問を置くことができる。

二 顧問は、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

(運営委員会)

第八条 研究所には、運営に関わるすべての事項を審議し決定するために運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所員をもって構成する。

(研究員)

第九条 研究所には、研究員を置くことができる。

二 研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望する本学及び他大学の大学院生並びに国内外の研究者の中から、運営委員会の議を経て所長が委嘱する。

三 研究員の研究期間は一年とする。ただし、事情により研究期間の延長を認める。

(運営費)

第十条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、寄付金その他をもって充てる。

(規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

附則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

彙報

一 第十四回公開講演会開催

平成二十一年十月三十日(金) 午後三時より

於駒澤大学中央講堂

― 浦島伝説から見る仏教文化

― 苫小牧駒澤大学教授 林 晃平氏

― 神仏習合と神の機能―無住の著作を中心に―

― 北海学園大学教授 追塩千尋氏

編集後記

駒澤大学仏教文学研究所紀要第十三号をお届けいたします。

本年度は「彙報」掲載の通り、苫小牧駒澤大学国際文化学部教授林晃平先生と北海学園大学人文学部教授追塩千尋先生をお迎えして公開講演会を開催し、その折の御高論を本紀要に掲載させていただきました。林先生・追塩先生は共に北海道から遠路お駆け付けいただいたの御講演ということですが、更に御多忙の中をお煩わせいたしましたして紀要に御寄稿いただきましたことに対して、改めて感謝の意を表します。

研究所員の論文は今回一名のみとなりました。更に多くの所員・研究員の発表を望みます。

(S)

執筆者紹介（掲載順）

林 晃平（苫小牧駒澤大学教授）

追塩 千尋（北海学園大学教授）

松本 信道（駒澤大学教授・本研究所員）

駒澤大学 佛教文學研究 第十三号

平成二十二年三月三十一日 発行

発行所 駒澤大学仏教文学研究所

代表者 林 達也

〒一五四―八五二五
東京都世田谷区駒沢一―二十三―一
電話（〇三）三四一八―九五三三

印刷所 株式会社 英 進

〒一四三―〇〇一三
東京都大田区大森南三―三十三―十八
電話（〇三）三七四五―四二四九